

令和  
6年度

# 組織改正

～“このまちで良かった”みんな  
輝く未来共創のまち とだ”の  
実現を目指し、組織体制を  
強化します～



新たな行政課題に対して迅速かつ確に対応するため、4月1日(月)から新たな組織体制に変わります。今回は、組織改正による主な変更点2点をご案内します。 ■問い合わせ 共創企画課(内線413)

## 地域福祉・健康政策の体制強化、こども家庭センターの本格稼働へ

令和5年度		令和6年度	変更点
福祉総務課*	業務移管	福祉保健センター[地域福祉政策担当、福祉センター担当]	1
新型コロナウイルスワクチン接種対策室		福祉保健センター[保健政策・感染症対策担当]	
福祉保健センター[親子保健担当] こども家庭支援室[こども家庭相談担当]	統合	親子健やか室(こども家庭センター機能として新設)	2
こども家庭支援室		子育て支援課 ※本庁舎のまま	

\*本庁舎の「福祉総務課」を廃止し、福祉保健センターに担当として新設します



### 1 健康福祉部の組織を再編し、福祉保健センターを強化



福祉総務課で行う業務を福祉保健センターに移管します\*

※「福祉総合相談窓口」「自立支援ホーム」の業務は、市役所1階の生活支援課に移ります

福祉保健センターを地域福祉の拠点として強化し、地域福祉の推進、福祉施策全般および健康政策を一体的に進めることで、市民サービスの向上を図ります。また、福祉保健センター2階に配置していた新型コロナウイルスワクチン接種対策室を、福祉保健センター「保健政策・感染症対策担当」に移管します。



### 2 こども健やか部の組織を再編し、こども家庭センターの本格稼働へ



福祉保健センターの1階に「親子健やか室」(こども家庭センター機能)を設置します

全ての妊産婦・子育て世代向けの子育て支援サービスの提供体制と、妊産婦や子どもの相談体制を強化することで、子どもに関する施策のさらなる推進を図ります。

こども家庭センター | 児童虐待の問題に対処するため、妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談機能の整備を目的として、令和6年度から市町村への設置が児童福祉法により規定されています。

## 福祉保健センターフロアマップ

